

## 幼児教育・保育の無償化の主な概要等について

## 1 無償化開始時期

平成 31 年（2019 年）10 月から

## 2 対象者・対象範囲

## (1) 幼稚園、保育園、認定こども園等

## ア 3 歳から 5 歳まで

幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料を無償化

## イ 0 歳から 2 歳まで

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

## (2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性があると認定を受けた場合、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化

## (3) 認可外保育施設等

## ア 3 歳から 5 歳まで

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化

## イ 0 歳から 2 歳まで

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

## 3 無償化の対象外となるもの

保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外とする。

食材料費については、3 歳から 5 歳までは主食費・副食費ともに利用者負担とし、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。

0 歳から 2 歳までは、今般の無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。